

平成18年第8回野洲市議会定例会会議録

招集年月日 平成18年12月22日

招集 場所 野洲市役所議場

応招 議員
 1 番 三和 郁子 2 番 矢野 隆行
 3 番 梶山 幾世 4 番 内田 聡史
 5 番 奥村 治男 6 番 藤村 洋二
 7 番 西本 俊吉 8 番 本田 章紘
 9 番 鈴木 市朗 10 番 田中 良隆
 11 番 藤下 茂昭 12 番 中島 一雄
 13 番 田中 孝嗣 14 番 中田 幸子
 15 番 小島 進 16 番 川口 東洋
 17 番 野並 享子 18 番 小菅 六雄
 19 番 原田 薫 20 番 田中榮太郎
 21 番 林 克 22 番 荒川 泰宏
 23 番 河野 司 24 番 秦 眞治

不応招議員 なし

出席 議員 応招議員に同じ

欠席 議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市 長	山崎甚右衛門	助 役	川尻 良治
収 入 役	阪口 和夫	教 育 長	大堀 義治
監 査 委 員 長	米澤 博	政策推進部長	山中 清嗣
総 務 部 長	北口 守	市 民 健 康 福 祉 部 長	竹澤 良子
都市建設部長	島村 平治	環境経済部長	山田 和広
教 育 部 長	南 喜代志	政策推進部長次	高田 一巳
総務部次長	前田 健司	総務部次長	田中 正二
市 民 健 康 福 祉 部 次 長	田中 ふじ江	都 市 建 設 部 次 長	堤 文男
環 境 経 済 部 次 長	岡野 勉	教 育 部 次 長	馬場 豊

広報秘書課長 富田 久和 総務課長 中島 宗七
企画財政課長 佐敷 政紀

出席した事務局職員の氏名

事務局長 山中 重樹 事務局次長 井狩 重則
書記 赤坂 悦男 書記 荒川 貴之

議事日程

- 第 1 諸般の報告について
- 第 2 会議録署名議員の指名について
- 第 3 議第 5 8 号から議第 1 2 2 号まで
(野洲市なかよし交流館条例他 1 5 件)
各委員長より委員会審査結果報告
質疑、討論、採決
- 追加第 1 議席の一部変更について
- 追加第 2 議会運営委員会委員の辞任について
- 追加第 3 議会運営委員会委員の選任について
- 追加第 4 治水対策特別委員会調査報告について

開議 午前 9 時 0 0 分

議事の経過

(再開)

議長(田中榮太郎君) (午前 9 時 0 0 分) 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は 2 4 名であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

(日程第 1)

議長(田中榮太郎君) 日程第 1、諸般の報告を行います。

出席議員 2 4 名、全員であります。

次に、本日の議事日程は既に配付済みの議事日程のとおりであります。

次に、本日説明員として出席通知のあった者の職氏名は、お手元に配付しておりますの

でご了承願います。

(日程第 2)

議長 (田中榮太郎君) 日程第 2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 120 条の規定により、第 1 番、三和郁子君、第 2 番、矢野隆行君を指名いたします。

(日程第 3)

議長 (田中榮太郎君) 日程第 3、各委員長より委員会審査報告書が提出されておりますので、議第 107 号から議第 122 号まで、野洲市なかよし交流館条例他 15 件を一括議題として、各委員長の報告を求めます。

まず、総務常任委員長の報告を求めます。

第 15 番、小島進君。

15 番 (小島 進君) 皆さん、おはようございます。15 番、小島進でございます。

去る 12 月 12 日の本会議におきまして総務常任委員会に付託を受けました議案を審査するため、12 月 18 日委員会を招集し、委員全員出席のもと、市長をはじめ関係部課長の出席を求め、慎重に審査いたしました結果についてご報告申し上げます。

議第 108 号野洲市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例、議第 110 号野洲市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例、議第 111 号平成 18 年度野洲市一般会計補正予算 (第 3 号) 中、本委員会に付託を受けました関係予算、議第 119 号指定管理者の指定につき議決を求めることについて (コミュニティセンターひょうず)、議第 121 号守山野洲行政事務組合規約の変更について、議第 122 号湖南広域行政組合規約の変更について、以上 6 議案を議題とし、詳細な説明を受け、質疑応答を繰り返し、慎重に審査をし、採決の結果、6 議案すべて全員賛成にて原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会に付託を受けました議案についての審査結果の報告といたします。

なお、川口東洋委員から願い出のあった副委員長の辞任については許可することに決しました。また、後任の副委員長に矢野隆行委員を選任いたしましたので、あわせて報告いたします。

よろしく申し上げます。

議長 (田中榮太郎君) これより、総務常任委員長の報告に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(田中榮太郎君) ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、文教福祉常任委員長の報告を求めます。

第12番、中島一雄君。

12番(中島一雄君) 皆さん、おはようございます。12番、中島一雄でございます。

去る12月12日の本会議におきまして文教福祉常任委員会に付託を受けました議案について審査するため、12月19日に委員会を招集し、委員全員出席のもと、市長をはじめ関係部課長の出席を求め、慎重に審議いたしました結果についてご報告いたします。

議第107号野洲市なかよし交流館条例、議第109号野洲市使用料条例の一部を改正する条例、議第111号平成18年度野洲市一般会計補正予算(第3号)中、歳出の部、総務費中(第3項)、民生費(第1項、第3目を除く)、衛生費中(第1項)、教育費並びに関係する歳入、議第112号平成18年度野洲市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)、議第113号平成18年度野洲市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)、議第117号工事請負契約の変更について((仮称)野洲市学校給食センター新築工事(厨房設備工事))、議第118号指定管理者の指定につき議決を求めることについて(野洲市なかよし交流館)、議第120号滋賀県後期高齢者医療広域連合規約の制定につき協議することについて、以上の8議案を議題とし、詳細な説明を受け、質疑応答を繰り返し、慎重に審査いたしました結果、議第107号、議第109号、議第111号、議第112号、議第118号については、全員賛成にて原案のとおり可決すべきものと決しました。

また、議第113号、議第117号、議第120号については、賛成多数にて原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、文教福祉常任委員会に付託を受けました議案についての審査結果の報告といたします。

議長(田中榮太郎君) これより、文教福祉常任委員長の報告に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(田中榮太郎君) ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、環境経済建設常任委員長の報告を求めます。

第10番、田中良隆君。

10番（田中良隆君） おはようございます。10番、田中良隆でございます。

去る12月12日の本会議におきまして環境経済建設常任委員会に付託を受けました案件を審査するため、12月20日に本委員会を招集し、委員全員出席のもと、市長をはじめ関係部課長の出席を求め、慎重に審査いたしました結果についてご報告いたします。

議第111号平成18年度野洲市一般会計補正予算（第3号）中、歳出の部、第1項を除く衛生費、そして労働費、農林水産業費、商工費、土木費並びに関係する歳入、債務負担行為補正、議第114号平成18年度野洲市下水道事業特別会計補正予算（第2号）、議第115号平成18年度野洲市工業団地等整備事業特別会計補正予算（第1号）、議第116号平成18年度野洲市水道事業会計補正予算（第1号）以上、補正予算4件を議題とし、詳細な説明を受け、質疑応答を繰り返し、慎重に審査をいたしました結果、全員賛成にてすべて原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、環境経済建設常任委員会に付託を受けました議案についての審査結果の報告いたします。

議長（田中榮太郎君） これより、環境経済建設常任委員長の報告に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（田中榮太郎君） ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

それでは、ただいま議題となっております議第107号から議第122号までの各議案について、順次討論及び採決を行います。

まず、議第107号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第107号野洲市なかよし交流館条例は、文教福祉常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

議長（田中榮太郎君） ご着席願います。起立全員であります。よって、議第107号は文教福祉常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第108号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第108号野洲市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例は、総務常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長(田中榮太郎君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第108号は総務常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第109号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第109号野洲市使用料条例の一部を改正する条例は、文教福祉常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長(田中榮太郎君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第109号は文教福祉常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第110号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第110号野洲市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例は、総務常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長(田中榮太郎君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第110号は総務常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第111号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第111号平成18年度野洲市一般会計補正予算(第3号)は、各常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長（田中榮太郎君） ご着席願います。起立全員であります。よって、議第111号は各常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第112号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第112号平成18年度野洲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、文教福祉常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

議長（田中榮太郎君） ご着席願います。起立全員であります。よって、議第112号は文教福祉常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第113号については、討論通告書が提出されておりますので、順次これを許します。

第17番、野並享子君。

17番（野並享子君） おはようございます。議第113号平成18年度野洲市介護保険事業特別会計補正予算について、反対討論を行います。

平成18年度は、介護保険が改定され、要介護1の人を要支援1・2にするよう、国は指導いたしました。そして、予防給付事業はヘルパーの仕事の範囲もヘルパーが行うのではなく、補助をするだけにしました。できないからヘルパーさんに来てもらっているにも関わらず、掃除も料理も洗濯なども、本人の自立を促すためという理由でした。

今回の補正での説明では、国は要介護1の人の78%は要支援1・2になると見込んでいたが、野洲市では40%だったため、今回居宅介護サービス給付費が1億4,520万円の増額になったと言われました。野洲市の予算の立て方が問題なのではなく、実態を無視した今回の介護保険の改定に問題があります。要介護1から要支援に野洲市では40%しかならなかったというのは、現場の実態だと考えます。

施設介護サービスで9,000万円の減額ですが、昨年10月からホテルコストが導入され、自己負担が増大しました。個室の場合、10万円以上必要です。さらに、療養型病床のベッドの削減が行われており、施設不足も一因ではないでしょうか。逆に、介護予防サービス給付は、当初377人と見込んでいたが217人であり、9,630万円の減額になったと言われましたが、例えば要支援の方のベッド利用を保険適用から外しました。これまで1割負担で月1,000円以内の利用料の方が全額自己負担となり、電動を取り

外して3,000円のレンタル料となって3倍の負担になった方もおられます。これらも介護予防サービス削減となって表れています。車いすも毎日使っていない方は引き上げられました。今後、必要なときレンタルで借りる以外に道はありません。

今回の補正は、野洲市として介護認定審査会で現実に沿った認定がされた結果であり、評価はできます。しかしながら、要支援と認定されたからサービスを取り上げることが行われており、保険あって介護なしという言葉が当てはまります。

政府は、今後利用料の2割負担や軽度者を介護保険から完全に外すことを計画しています。今や、年金生活者が介護をしており、老老介護がふえています。公的な保険制度の充実が求められており、1点目は保険料、利用料の応能負担にすること、また2点目で在宅でも施設でも安心して暮らせる設備の充実をさせること、3点目は国庫負担の増減を国に強く迫られるように求めまして、反対討論といたします。

議長（田中榮太郎君） 第3番、梶山幾世君。

3番（梶山幾世君） 3番、梶山幾世でございます。

ただいま議題となっております議第113号平成18年度野洲市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について、賛成討論をいたします。

本年度は第3期介護保険事業計画期間の初年度にあたる年度で、予防重視型への転換、介護度の段階区分の変更をはじめとして、介護保険制度が始まって以来大きな改正を受けた初めての年度でもあります。これにより、地域密着型サービスの創設、介護予防給付への転換、地域支援事業の創設など、制度改正に伴い新たな予算項目を設け、4月より執行しております。

特に、今回の歳出補正のポイントとしては、保険給付費では通所介護サービスの利用が大きく伸びたことや、施設介護では介護療養型の利用が当初の見込みより減じた大きな理由は死亡等によるものであったことや、新たに設けた介護予防サービスにおいては、対象者の出現率の予測が国の予測比率より低かった等、通常の年度に比べて予測しがたい事項があったことなどから、半年の実績を踏まえ、決算見込みを立てた上での適正な補正であると理解できます。

したがって、今後共介護予防事業に積極的に取り組まれることを特に切望し、本案の賛成討論といたします。

議長（田中榮太郎君） 以上で、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第 1 1 3 号平成 1 8 年度野洲市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）は、文教福祉常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

議長（田中榮太郎君） ご着席願います。起立多数であります。よって、議第 1 1 3 号は文教福祉常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第 1 1 4 号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第 1 1 4 号平成 1 8 年度野洲市下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）は、環境経済建設常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

議長（田中榮太郎君） ご着席願います。起立全員であります。よって、議第 1 1 4 号は環境経済建設常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第 1 1 5 号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第 1 1 5 号平成 1 8 年度野洲市工業団地等整備事業特別会計補正予算（第 1 号）は、環境経済建設常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

議長（田中榮太郎君） ご着席願います。起立全員であります。よって、議第 1 1 5 号は環境経済建設常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第 1 1 6 号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第 1 1 6 号平成 1 8 年度野洲市水道事業会計補正予算（第 1 号）は、環境経済建設常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

議長（田中榮太郎君） ご着席願います。起立全員であります。よって、議第 1 1 6 号は環境経済建設常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第117号については、討論通告書が提出されておりますので、これを許しません。

第17番、野並享子君。

17番(野並享子君) 議第117号工事請負契約の変更((仮称)野洲市学校給食センター新築工事(厨房設備工事))について、反対討論を行います。

今回の厨房設備工事の契約変更については、当初予算に対して7,621万1,500円も増額し、4億9,804万6,500円にすることです。

給食センターの建設に対しまして、これまで何度も質問してきました。プロポーザルよりも分離発注をして地元企業に直接工事が発注され、市税を還元できる仕組みにすべきと言ってきました。提案制、プロポーザルで行った方がよいからと市長は言っておられました。

6月議会で、機械設備工事については2回も契約単価が近隣に比べ低いため不調に終わり、建築本体工事の戸田建設に随意契約ということで契約議決が提案され、可決されました。その議決に対しましての質疑で、近隣に比べ非常に安い価格での契約であり、今後追加補正は絶対ないかと質問したところ、現在のところ考えていないという答弁でした。

今回の変更議決は、内容を見ても、厨房機器の移設の金額は総額2,389万円ですが、新設になると7,626万円になり、5,200万円の割高になります。質疑で当局は特例債の活用で584万円の軽減になると言われましたが、国は交付税の削減を毎年計画しており、当てになる話ではありません。市長は、二、三年で機械の入れ替えなどはできないとか、いろいろ言われましたが、現場の職員さんが二、三年で壊れるようなものを移設の機器に選ばれたわけではありません。また、現場の皆さんが少しでも使えるものは使おうという気持ちで選ばれたにも関わらず、皆さんの気持ちをそぐものとなります。

提案理由の説明で、蒸気がまの爆発により移設される場合はメーカーが点検をし、設置しなければならず、9月実施に間に合わないから新設が必要と言われていました。かまは新設で962万7,000円です。移設に比べて140万円ほど高く付くだけです。にも関わらず、すべてを新品にするというのは、当初の使えるものは使うという答弁に反しています。

また、委員会の中で市長は、プロポーザルだから仕方がないということ言われました。戸田建設は機械設備の随意契約とで帳尻を合わされたのではないのでしょうか。直接厨房設備は戸田建設に還元はされませんが、機械の設置などで関連工事として何らかの利益があ

るのではないかと、そう勘ぐられても仕方がないような今回の提案ではないでしょうか。

蒸気がまの爆発は他のメーカーのかまであり、野洲市のかまを移設するためにメーカーに運び検査するようなことは、国からの指示はなく、今後も十分に使用できるかまであります。これらは、文教福祉常任委員会での質疑で、当局は答弁不能に陥りました。委員会で給食の実施が遅れるということが言われましたので、それならばかまだけを新品にすれば2,500万円の変更で済み、5,000万円も安くできるのではないかと発言しましたが、市長は他メーカーだと接続が難しいとか、最新の機械を入れるからメンテナンスも新品の同機種だと安く付くとか、いろいろ言われましたが、的を射た回答ではありませんでした。結局、機械設備工事で安く入札しても、結果的に今回5,000万円も高く付く変更内容となりました。戸田建設が提案したことが100%採用され、現場の職員の声は生かされなかったということだけは明らかになりました。大手ゼネコン言いなりの行政に反対いたします。

議長（田中榮太郎君） 以上で、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第117号工事請負契約の変更について((仮称)野洲市学校給食センター新築工事(厨房設備工事))は、文教福祉常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

議長（田中榮太郎君） ご着席願います。起立多数であります。よって、議第117号は文教福祉常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第118号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第118号指定管理者の指定につき議決を求めることについて(野洲市なかよし交流館)は、文教福祉常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長（田中榮太郎君） ご着席願います。起立全員であります。よって、議第118号は文教福祉常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第119号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第 1 1 9 号指定管理者の指定につき議決を求めることについて（コミュニティセンターひょうず）は、総務常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

議長（田中榮太郎君） ご着席願います。起立全員であります。よって、議第 1 1 9 号は総務常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第 1 2 0 号については、討論通告書が提出されておりますので、順次これを許します。

第 1 8 番、小菅六雄君。

1 8 番（小菅六雄君） 議第 1 2 0 号滋賀県後期高齢者医療広域連合規約の制定につき協議することについての反対討論を行います。

1 点目の問題は、議案質疑の際にも言いましたように、この医療制度は 7 5 歳以上の高齢者をこれまでの保険から別立てにし、都道府県単位で新たな医療保険制度を創設しようとするものであります。保険料は月額平均 6 , 2 0 0 円となります。この保険料は介護保険料と同様、年金からの天引きなどで徴収され、一部で減免措置もとられますが、これまでになく大変な負担となります。本市で言うならば、7 5 歳以上の高齢者は先の答弁で約 4 , 5 0 0 人とされました。そのうち約 9 5 0 人は現在扶養されておりますが、これらの人々は新たな高負担の保険料が課せられます。

いずれにしましても、低年金受給者、無年金者からも高い保険料を徴収いたします。さらに、この医療制度が実施されましたら、保険料が払えない高齢者が医療から遠ざけられはしないかと懸念されています。保険料は高齢者の増大に応じて自動的に値上げされ、滞納者は保険料を取り上げられ、短期証、資格証明書などが発行されます。また、後期高齢者は診療報酬も他の世代と別立てにされます。このような重大な問題がある高齢者いじめの医療制度改悪では、暮らしも命も守れません。

議案質疑の際に言いましたように、そもそもこの医療制度の改悪は、財界が世代間の公平を口実に、高齢者を現役世代の保険から分離せよと政府に迫ったことにあります。その結果、今年 6 月国会で自民、公明が強行いたしました。

市長は文教福祉常任委員会で、高齢者は医療費がかかるが、この制度の実施により別立てにすれば国保は助かる旨の答弁をされておりますが、そのような次元の話ではありません。

以上、このように世代間の不公平感の名のもと、75歳以上の高齢者、弱者に負担を強化する今回の後期高齢者医療制度と広域連合設立には賛成できないものであります。

2点目は、これも議案質疑の際にも言いましたように、これほどの制度改悪でありながら、制度の運営が、市民の立場に立ち高齢者の暮らしと命を守るための運営がされる必要があるにも関わらず、規約案を見ますと、決してそのようになっていません。

国民健康保険制度と違い都道府県単位の広域連合で行われますが、全市町村に加入が義務付けられています。さらに、広域連合は保険料の設定など基本的な運営を行い、保険料徴収、納付、各種届け受け付けなどは市町村が行います。それだけに、民主的な運営がされるのか、またその中で被保険者の意思や要求が正しく反映されるシステムがされるのか、また市民への情報公開が徹底されるのか、これらの点は規約で見ると不十分です。

議員の問題もそうであります。26名であります、各市町1名です、選出方法も間接選挙で市民の声、要求が届く議会となるのか疑問と思っております。また、その意味で全県を一つにした広域連合であるにも関わらず、県議会よりも少ない定数で、本当に声が反映されるのか、また運営や議会についてその内容を市民に報告すべきであります、制度的にこの報告を保障する規定はありません。

こういう問題があるわけですが、本会議の答弁では設立後国民健康保険の運営委員会に準じる旨の検討もされているかのような答弁でありましたが、いずれにしても、今回の広域連合の規約を見る限り、全体として市民、高齢者の立場に立った制度ではありません。

以上、制度そのものに問題がある広域連合設立について賛成はできないものであります、本議案に反対をいたします。

議長（田中榮太郎君） 第11番、藤下茂昭君。

11番（藤下茂昭君） 11番、藤下です。ただいま議題となっております議第120号滋賀県後期高齢者医療広域連合規約の制定につき協議することについて、賛成討論を行います。

議員の皆さんもご承知のとおり、我が国の国民皆保険制度は世界に誇るべき制度であり、誰もが安心して良質な医療を受けることができる制度であります。

来るべき超高齢化社会において、この制度が持続可能な保険制度として運用できるよう、今般医療制度改革に関する健康保険法の一部改正をする法律が成立したところであります。

高齢者医療のあるべき姿として議論される中、今回設けられた後期高齢者医療制度にお

いては、給付に要する経費を公費や若年層からの支援金と合わせ、高齢者本人からの保険料で賄おうとされているところでもあります。また、この制度の運営については、都道府県単位の広域連合を設けることとされております。

医療保険の運営においては、経済や疾病の流行等、保険給付の動向に左右されやすく、したがって、常に安定した状態が求められるところでもあります。保険規模を大きくすることで、財政状況の安定化に加え、保険料の均一化、事務の効率化を図ることも可能となり、この広域連合を設けることは今の時代に応える仕組みであり、一定評価をするものであります。

また、協議される規約案の中では、広域連合議員は県下市町の規模に関係なく1名を市議会議員を含めた中から選ばれることとなっており、さらに市民の意見を代表する市議会の議決による間接選挙とされているところから、市民の意見を反映する上では公平な仕組みではないかと考えます。

しかしながら、現状の市民の医療制度改革に対する理解はまだ十分とは申せません。平成20年4月の後期高齢者医療制度発足が混乱なく迎えられるよう、市民に対する情報提供や周知、啓発が、今後設立されます広域連合と共に、市においても十分に行われるよう、また広域連合の運営においても、市民に、特に当事者である高齢者の意見が十分に反映される仕組みを構築されるよう、今後広域連合において検討されることを要望いたしまして、滋賀県後期高齢者医療広域連合規約の制定につき協議することに対し、賛成するものであります。

以上、賛成討論といたします。

議長（田中榮太郎君） 以上で、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第120号滋賀県後期高齢者医療広域連合規約の制定につき協議することについては、文教福祉常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

議長（田中榮太郎君） ご着席願います。起立多数であります。よって、議第120号は文教福祉常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第121号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第 1 2 1 号守山野洲行政事務組合理約の変更については、総務常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長 (田中榮太郎君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第 1 2 1 号は総務常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第 1 2 2 号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第 1 2 2 号湖南広域行政組合理約の変更については、総務常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長 (田中榮太郎君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第 1 2 2 号は総務常任委員長の報告のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

(午前 9 時 4 5 分 休憩)

(午前 9 時 5 0 分 再開)

議長 (田中榮太郎君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

この際お手元に配付いたしました議席の一部変更他 3 件を日程に追加し、議題といたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「 異議なし 」 の声あり)

議長 (田中榮太郎君) ご異議なしと認めます。よって、議席の一部変更他 3 件を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

(追加日程第 1)

議長 (田中榮太郎君) 追加日程第 1、議席の一部変更を議題といたします。

会議規則第 4 条第 3 項の規定により、議員の所属会派異動に伴い、お手元に配付した表のとおり議席の一部を変更します。変更いたしました議席に移動するため、暫時休憩いたします。

(午前9時52分 休憩)

(午前9時53分 再開)

議長(田中榮太郎君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(追加日程第2)

議長(田中榮太郎君) 追加日程第2、議会運営委員会委員の辞任を議題といたします。

まず、第7番、川口東洋君について、本件については第7番、川口東洋君の一身上に関する事件であり、地方自治法第117条の規定により除斥の対象となりますので、同君の退席を求めます。

(7番 川口東洋君 退席)

議長(田中榮太郎君) 議会運営委員の辞任については、委員会条例第13条第2項の規定により議会の許可事項となっており、このたび第7番、川口東洋君から議会運営委員会委員の辞任願が提出されておりますので、事務局より朗読させます。

事務局長(山中重樹君) 辞任願。私儀、このたび一身上の都合により議会運営委員会委員を辞任したいので、許可されるようお願い出ます。平成18年12月12日。野洲市議会議長、田中榮太郎様。野洲市議会運営委員会委員、川口東洋。

以上でございます。

議長(田中榮太郎君) お諮りいたします。

第7番、川口東洋君の議会運営委員会委員の辞任を許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(田中榮太郎君) ご異議なしと認めます。よって、第7番、川口東洋君の議会運営委員会委員の辞任を許可することに決しました。

除斥議員の入場を許可します。

(7番 川口東洋君 着席)

議長(田中榮太郎君) 第7番、川口東洋君にお伝えします。

先に提出されました議会運営委員会委員の辞任願につきましては、ただいま議会の許可が得られましたのでご報告申し上げます。

次に、第8番、西本俊吉君について、本件については第8番、西本俊吉君の一身上に関する事件であり、地方自治法第117条の規定により除斥の対象となりますので、同君の退席を求めます。

(8 番 西本俊吉君 退席)

議長(田中榮太郎君) 議会運営委員会委員の辞任については、委員会条例第13条第2項の規定により議会の許可事項となっており、このたび第8番、西本俊吉君から議会運営委員会委員の辞任願が提出されておりますので、事務局に朗読させます。

事務局長(山中重樹君) 辞任願。私儀、このたび一身上の都合により議会運営委員会委員を辞任したいので、許可されるようお願い出ます。平成18年12月15日。野洲市議会議長、田中榮太郎様。野洲市議会運営委員会委員、西本俊吉。

以上でございます。

議長(田中榮太郎君) お諮りいたします。

第8番、西本俊吉君の議会運営委員会委員の辞任を許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(田中榮太郎君) ご異議なしと認めます。よって、第8番、西本俊吉君の議会運営委員会委員の辞任を許可することに決しました。

除斥議員の入場を許可します。

(8 番 西本俊吉君 着席)

議長(田中榮太郎君) 第8番、西本俊吉君にお伝えします。

先に提出されました議会運営委員会委員の辞任願につきましては、ただいま議会の許可が得られましたのでご報告申し上げます。

(追加日程第3)

議長(田中榮太郎君) 追加日程第3、議会運営委員会委員の選任を議題といたします。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により指名したいと思っております。

それでは、議会運営委員会委員に第18番、鈴木市朗君を指名したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(田中榮太郎君) ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました第18番、鈴木市朗君を議会運営委員会委員に選任することに決しました。

(追加日程第4)

議長（田中榮太郎君） 追加日程第4、治水対策特別委員会調査報告について、委員長より報告を願います。

第21番、林克君。

21番（林 克君） 21番、林克です。議長のお許しをいただきましたので、第1回治水対策特別委員会の結果についてご報告申し上げます。

去る10月31日、午後1時30分から、助役をはじめ関係部課長の出席を求め、委員7名出席のもと、本特別委員会を開催いたしました。特別委員会の所管事項は、河川対策に関する事、砂防対策に関する事です。

最初に、本市の治水対策の現状について、都市建設部長から、事業内容やその進捗状況等について概要説明がありました。続いて、個別の事業については、担当次長、課長から詳細な説明がありました。主な内容は次のとおりであります。

日野川改修事業。本年度の工事概要として、平成17年度繰越事業として比留田地先にて高水護岸の工事、旧堤防の撤去、小南地先にて高架橋下部工、橋脚の築造を行っており、18年度事業として小南地先について旧堤防の撤去、高水護岸の工事が行われているとのことで、約60%程度の工事が発注済み、小南高架橋は引き続き下部工の橋脚を築造すること。下部工ができ上がると上部工になり、12月ごろに発注予定。来年夏ごろ完成見込みである。仁保橋の新法線については、下部工についても12月ごろに発注予定であり、来年夏ごろ完成見込みである。野洲市内の完成は、21年の春ごろには完了し、野洲市域での河川改修の工事完了は23年度末ごろとのことでした。

家棟川通常砂防河川事業。砂防事業として取り組まれ、全長892メートルあり、平成7年度から工事をされ、平成19年度で完了する予定である。全体事業費が約31億円で、上屋地先から小堤・辻町地先までにわたり、平成17年度末で約90%が完了しており、現在は家棟川隧道の撤去、迂回路工事が終わると橋の建設、護岸工、橋脚の上部工を行い、19年度には残工事として市道8号との取り付け工事、迂回路の撤去工事、残土処分、近隣への補修工事を行い、工事が完了となることでした。

準用河川御田川。準用河川御田川改修工事については、河川の総延長890メートルのうち、市道吉川湖岸線から兵主大社の横までの524.6メートルを、平成17年度から2カ年計画で改修するもので、総事業費が約8,550万円、経年により護岸の老朽化が進み、本年1月には2カ所、約4メートルにわたり崩壊したことから、17年度では緊急度の高い区間を、平成18年度においては残りの部分を改修予定であることでした。

これらの各事業の説明について質疑を行い、その後現地にて視察を行いました。

今後の当特別委員会行政視察等につきましては、正副委員長を中心に検討を行うことといたしました。

以上、第1回治水対策特別委員会の結果報告といたします。

議長（田中榮太郎君） 以上で、本定例会に付議されました議案の審査はすべて終了いたしました。ここで、市長より発言を求められておりますので、これを許します。

市長。

市長（山崎甚右衛門君） 平成18年第8回野洲市議会定例会閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会は、去る12月5日に招集をさせていただき、本日に至りますまで18日間で行っていただきました。提案をさせていただきました案件、合計17議案で行っていただきましたが、それぞれ熱心にご審議をいただき、すべての議案につきまして原案のとおりお認めを賜りまして、厚く御礼を申し上げます。

ただ、議第117号工事請負契約の変更について反対討論をされました野並議員の内容に若干違いがありますので、ここで意見を申し上げます。3つございます。

まずは、市長が現場の意見を無視して変更した、市長が、市長がおっしゃいますが、この委員会には私は、申しわけなかったのですが中座をしておりました、後半しかおられませんので担当が説明を申し上げます。

次の点は、契約の相手の言いままになっている、戸田建設のと固有名詞が出されましたが、契約の相手は戸田建設ではございません。日本調理機でございますので、誤解のないようお願いを申し上げます。

3点目は、変更契約は一切しないと、こう申し上げましたのは、実は機械工事で行っていただきました。1回、2回と指名競争入札を行っていただきましたが、落札者がございませんでした。だから、本体工事の請負業者である戸田建設に随意契約をしたいと。しかし、内容は一切変更しないまま随意契約をしたいと、こういうことで随意契約をいたしておりますので、変更契約を行わないと言ったのは、いわゆる分離発注をいたしております。これでございまして、よろしくご理解をいただきたいと思います。以上でございます。

本定例会中、一般質問並びに委員会におきまして、それぞれご意見、ご提言を数多くいただきました。これらのご意見やご提言を真摯に受けとめ、ご期待に沿えるべく努力をする所存でございますので、ご理解賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

特に、一般質問におきまして、新幹線新駅に対するご質問をいただき、答弁をさせていただいたところでございますが、その後去る12月15日に正副会長会議が栗東市で開催され、東海道新幹線新駅設置工事に係る平成18年度10月期工事費支払いの遅延について、特例的な猶予に関する提案について協議が行われたところでございます。

これは、ご承知をいただいておりますように、県の10月期負担分が未払いのため、促進協議会からJR東海への支払いが遅延となっていることから、今回限りの特例として、協定書により本年度10月期の工事費支払い期限を来年の3月31日まで猶予されることで、JR東海、県、栗東市、促進協議会の4者の合意が得られたところであります。また、この猶予期間中に発生する利息については、すべて県が負担することで確認されたところでございます。

さて、分権社会を迎えた今、地方にできることは地方でという原則のもと、市民との対話を通じて行政課題に的確に対処することが求められておりますが、三位一体の改革では、3兆円の税源移譲が実現するなど、これまでにない画期的な改革が行われた年でもございました。このことは、今後の地方分権を進める上で大きな前進であると思っておりますが、引き続き国と地方の行財政改革を進める観点から、今後とも真に地方の自立と責任を確立するための取り組みを行っていく必要があると思っております。

一方、市政について申し上げますと、合併後3年目に入ったわけでございますが、ご承知のように、今年5月には人口が5万人を突破するなど、市としての要件が満たされ、まちづくりが大きく期待される中、今年1年おおむね順調に推移してきたものではないかと思っております。これもひとえに議員の皆様のご支援、ご協力があったることと、改めまして厚く御礼を申し上げる次第でございます。

また、かねてより策定作業を進めておりました市のまちづくり基本条例や総合計画、国土利用計画、都市計画マスタープラン、環境計画など、まちづくりの骨格となる重要な条例、計画づくりも本年度中には作業を終える段階まで来ており、これで私が常々申し上げておりますまちづくりの土壌づくりがようやく形になってきたような思いをいたしております。

いよいよ年が明けますと、本格的な予算編成を控えております。厳しい財政事情の中、本議会におきましても、財政運営に対するご心配をいただいたところでございますが、こうした意見を十分に踏まえまして、当然のことながら安定的財政運営に留意しつつ、予算編成に臨みたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

最後になりましたが、今年も残すところわずかとなり、いよいよ厳寒に向かいます折から、皆さんには切にご自愛を下さいます、輝かしい新春をご家族皆さんと共にお迎えになられますことを心からお祈りを申し上げます、閉会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。

大変ありがとうございました。ご苦労さんでした。

議長（田中榮太郎君） これをもって、平成18年第8回野洲市議会定例会を閉会いたします。（午前10時14分 閉会）

野洲市議会会議規則第120条の規定により下記に署名する。

平成18年12月22日

野洲市議会議長 田 中 榮太郎

署 名 議 員 三 和 郁 子

署 名 議 員 矢 野 隆 行